

告 示

埼玉県告示第九百五十六号

令和四年埼玉県告示第六百六十四号で公示した公共測量は、令和四年八月三十一日終了した旨測量計画機関である神川町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕